

ドミニカ国の入国規制措置（5月11日更新）

ドミニカ国政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

- 1 5月12日から同月25日までの間、全ての海空港において、乗客（ドミニカ国民、駐在外交官、医療従事者、同国政府に書面にて許可を受けた者を除く）を移送する航空機と船舶の受け入れを停止する。
- 2 貨物機及び貨物船は受け入れる。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：ドミニカ国保健省

<http://www.dominica.gov.dm/corona>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。